
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**
項目 **将来予測情報の考慮**

本資料の目的

1. 本資料は、IFRS第9号「金融商品」(以下「IFRS第9号」という。)の合理的で裏付け可能な将来予測的な情報(以下単に「将来予測情報」という場合がある。)の考慮を求める要求事項について、我が国の金融資産の減損に関する会計基準の開発でどのように取扱うかに関する事務局の分析と提案についてご意見を伺うことを目的としている。なお、ステップ4では議論の展開次第で別途検討を行う。
2. 将来予測情報の考慮には、モデルなどを用いて定量的に考慮すること及びモデルを適用した後に、モデルによって取り込みきれていないと考えられるリスク要因を経営者の定性的な判断により織り込むこと(マネジメント・オーバーレイ)の双方が含まれるが、本資料では後者に関しては取り上げず、改めて検討を行う予定である。

本論点を取り上げる理由

3. 合理的で裏付け可能な将来予測的な情報を考慮することは、予想信用損失モデルを採用するIFRS基準のECLモデルにとって根幹をなす原則である。
4. 一方、我が国の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という。また、これらをまとめて「金融商品会計基準等」という。)では、貸倒見積高の算定にあたり、債務者の財政状態及び経営成績に応じて債権を一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等に区分し、当該区分に応じて、貸倒見積高の算定の方法が定められている(金融商品会計基準第27項及び第28項)¹。これについて、将来予測情報の考慮の要否は明らかにされていないが、次の点で将来の見積りを求めることが含まれることが示唆されている。

(1) 企業の債権に影響を与える外部環境等の変化により過去に有していた債権の信

¹ 詳細は、第 469 回企業会計基準委員会(2021 年 8 月 30 日開催) 審議事項(4)-2 及び第 168 回金融商品専門委員会(2021 年 8 月 25 日開催) 資料(3)「金融資産の減損に関する日本基準、IFRS 第 9 号及び Topic326 の比較」を参照。

用リスクと著しく異なる場合には、過去の貸倒実績率を補正することが必要とされている（金融商品実務指針第111項）。

(2) キャッシュ・フロー見積法²において将来キャッシュ・フローの見積りを行うことが定められている（金融商品実務指針第115項）。

5. そのため、仮にステップ2で開発する会計基準において将来予測情報を考慮することを定めた場合には、将来予測情報の考慮に関する従来の日本基準における定めを国際的な会計基準に合わせる形で明確化することになると考えられる。
6. これについて、現状では過去実績及び現在の状況に加えて将来の情報を引当金に反映している金融機関を含む日本企業は必ずしも多くないと考えられる。そのため、仮に、我が国の金融資産の減損に関する会計基準の開発にあたって将来予測情報の考慮を求める定めを設ける場合には、現在貸倒見積高の算定にあたり将来予測情報を考慮していない企業の貸倒見積高に影響を与える可能性があるとともに、将来予測情報の収集、収集した将来予測情報を貸倒損失高の見積りに反映する方法などで実務に適用するうえでの困難性が生じる可能性が高いと考えられる。そのため、本論点は、ステップ2で優先して検討する論点の一つと位置付けられている³。

分析のアプローチ

7. 第479回企業会計基準委員会（2022年5月17日開催）審議事項(2)-2及び第180回金融商品専門委員会（2022年5月9日開催）資料(2)ステップ2で議論する論点間の関連及び優先して検討する論点の整理では、ステップ2で取り上げるものとして10個の論点を識別した。このうち、将来予測情報の考慮と関連付いており、仮に金融資産の減損に関する会計基準の開発において将来予測情報の考慮が定めとして取り入れられた場合に実務に適用するうえでの困難性があると考えられ得る論点としては、次が挙げられるものと考えられる。

² 債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権について、債権の発生又は取得当初における将来キャッシュ・フローと債権の帳簿価額との差額が一定率となるような割引率を算出し、債権の元本及び利息について、元本の回収及び利息の受取が見込まれるときから当期末までの期間にわたり、債権の発生又は取得当初の割引率で割り引いた現在価値の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法をいう。

³ 第479回企業会計基準委員会（2022年5月17日開催）審議事項(2)-2及び第180回金融商品専門委員会（2022年5月9日開催）資料(2)「ステップ2で議論する論点間の関連及び優先して検討する論点の整理」参照。

- (1) 予想信用損失の認識における信用リスクの著しい増大の判定
 - (2) 予想信用損失の測定における複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重
 - (3) 予想信用損失の測定における信用リスクを見積る期間
8. 前項のうち、(1)の信用リスクの著しい増大の判定及び(2)の複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重において将来予測情報を考慮することは、予想信用損失の見積りへの将来予測情報の反映の方法、すなわち、①どのような情報に基づき、②どのような手法を用いて将来の予想される環境の変化に応じた予想信用損失を見積るのかが論点となるという点で共通であると考えられる。そのため、予想信用損失の見積りへの将来予測情報の反映としてまとめて検討する。
9. これに対し、本資料第7項(3)の信用リスクを見積る期間について将来予測情報を考慮することは前項の要素に加え、将来予測情報を考慮することが可能な期間と信用リスクを見積る期間の間に差異がある場合に関連する論点が存在する。そのため、前項の論点とは別に検討する。

実務上の困難性に関する ASBJ 事務局の分析

予想信用損失の見積りへの将来予測情報の反映

(信用リスクの著しい増大の判定)

IFRS第9号の定めの確認

10. 信用リスクの著しい増大の判定に関する将来予測情報の考慮について、IFRS第9号では次のように定められている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 合理的で裏付け可能な将来予測的な情報が、過大なコストや労力を掛けずに利用可能である場合には、企業は、信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを判定する際に、期日経過の情報だけに依拠することはできない（IFRS第9号第5.5.11項）。 |
|---|

11. 前項について、適用指針では次のように定められている。

- 全期間の予想信用損失の認識が要求されるのかどうかを判定する際に、企業は、過大なコストや労力を掛けずに利用可能で、金融商品に係る信用リスクに影響を与える可能性のある合理的で裏付け可能な情報を、IFRS第9号5.5.17項(c)（本資料第13項枠囲み参照）に従って考慮しなければならない。企業は、信用リスク

が当初認識以降に著しく増大したかどうかを判定する際に、情報の網羅的な探索を行う必要はない（IFRS第9号B5. 5. 15項）。

将来予測情報の考慮が求められる局面

12. IFRS第9号は信用リスクの著しい増大の判定にあたり、将来予測情報を考慮することを求めているが、ASBJ事務局は、具体的に将来予測情報の考慮を行う局面として、例えば次のような場合が想定されると考えている。

- 個別の債権又は特定のポートフォリオについて、IFRS第9号IE37項からIE39項の設例⁴のように、一部の債務者が将来の経済状況の見通しによって信用リスクの著しい増大が発生すると予想される場合。この結果、当該区分された一部の債務者又はサブポートフォリオについて、信用リスクの著しい増大があったと判定される。

（複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重）

IFRS第9号の定めの確認

13. 予想信用損失の測定に関する将来予測情報の考慮について、IFRS第9号では次のように定められている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 企業は、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を反映する方法で見積らなければならない（IFRS第9号第5. 5. 17項(c)）。 |
|---|

14. 前項について、適用指針では次のように定められている。

- (1) 合理的で裏付け可能な情報とは、報告日時点で過大なコストや労力を掛けずに合理的に利用可能な情報であり、これには、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測が含まれる（IFRS第9号B5. 5. 49項より抜粋）。
- (2) 企業は、金融商品の予想存続期間の全体にわたる将来の状況の予測を織り込むことは要求されない。予測の対象期間が増大するに従い、詳細情報の利用可能性は減少し、予想信用損失を見積るために必要となる判断の程度は増大する。

⁴ 住宅ローンのポートフォリオの中に石炭産業に雇用されている債務者が含まれ、炭鉱の閉鎖が予想されるため、当該債務者の信用リスクが著しく悪化していると判定される例及び将来の金利が上昇すると予想されるため、住宅ローンのポートフォリオの中の一定割合の債務者が信用リスクの著しい悪化が生じていると判定される例が示されている。

予想信用損失の見積りは、遠い将来の期間についての詳細な見積りは必要としない。そうした期間については、企業は利用可能な詳細情報からの予測を延長することができる（IFRS第9号B5.5.50項より抜粋）。

(3) 企業は、信用損失の見積りと実績との間の差異を減らすため、予想信用損失の見積りに用いる方法論及び仮定を定期的に見直さなければならない（IFRS第9号B5.5.52項より抜粋）。

15. これらに関する考え方として、IFRS第9号の結論の根拠では、次のように述べている。

(1) IASBは、企業は金融商品の残存期間全体にわたる将来の状況の予測を織り込むことは要求されないことに留意した。むしろ、IFRS第9号のB5.5.50項では、予測期間が増大するにつれて予想信用損失の見積りから生じる困難を認識している。場合によっては、最善の合理的で裏付け可能な情報が、調整前の過去の測定値である可能性がある（IFRS第9号BC5.281項より抜粋）。

(2) 企業の運用上の負担をさらに軽減するため、IFRS第9号は、より将来予測的な情報が（個々のレベル又はポートフォリオのレベルで）過大なコストや労力を掛けずに利用可能でない場合には、企業は期日経過の情報を使用して、信用リスクが著しく増大しているかどうかを判定することができることを認めており、より高度な信用リスク管理システムの導入は要求していない（IFRS第9号BCE158項）。

将来予測情報の考慮が求められる局面

16. ASBJ事務局は、複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重の定めを実務へ適用するにあたり、将来予測情報の考慮を行う局面として、例えば、次の例が想定されると考えている。

- 特定の金融資産又はそのポートフォリオに対して過去の貸倒実績率やデフォルト率を算定している⁵場合で、当該金融資産が属するポートフォリオの過去の貸倒実績率やデフォルト率と相関性の高い経済指標を特定し、それに基づいて貸倒実績率やデフォルト率の見積りを行う場合。これには将来見通しに関して複数のシナリオを設定して当該シナリオごとに経済指標の将来の推計に基づいて貸倒実績率やデフォルト率を補正したうえで、それらのシナリオの発生確率で

⁵ 過去の貸倒実績率を用いることで、信用損失が発生するシナリオと信用損失が発生しないシナリオという2つのシナリオを考慮していると考えられる（第480回企業会計基準委員会（2022年5月31開催）審議事項(2)-2及び第181回金融商品専門委員会（2022年5月25日開催）資料(2)参照）。

加重平均する手法も含まれる。

17. 前項の例として、第480回企業会計基準委員会（2022年5月31日開催）審議事項(2)-2及び第181回金融商品専門委員会（2022年5月25日開催）資料(2)でお示しした金融商品の減損に関する移行リソースグループ（ITG）会議で議論された設例が挙げられる。ここでは、将来の失業率の水準により予想信用損失が変動することを前提に、将来の失業率の水準及び予想信用損失の水準がそれぞれ4%のとき30、5%のとき70及び6%のとき170である3つのシナリオ及びそれぞれの発生確率（20%、50%及び30%）を考慮した確率加重によって予想信用損失92を見積る例が示された。ITG会議で示された例を実務に適用した場合には、例えばベースラインとなるシナリオ以外のアップサイド又はダウンサイド（又はその双方）のシナリオをどのように設定するか、シナリオ毎の失業率と予想信用損失の関係をどのように見積るか、シナリオ毎の発生確率をどのように見積るかが論点となると考えられる。

（実務上の困難性の分析）

18. 本資料第12項及び第16項で示した将来予測情報の考慮が求められる局面における実務上の困難性に関する分析を行うにあたっては、本資料第8項で示したように、当該困難性は、次の2つに分けられると考えられるため、それぞれ検討する。
- (1) 関連性の高い将来予測情報としてどのような情報を用いるか。
- (2) 将来予測情報をどのように予想信用損失の見積りに反映させるか。

関連性の高い将来予測情報としてどのような情報を用いるか

19. 本資料第14項(1)で示したように、IFRS第9号は、合理的で裏付け可能な情報に将来の経済状況の予測が含まれるとしている。これについて、IASBは将来の経済状況の予測として具体的にどのような情報を用いるべきかを示していないが、マクロ経済指標を用いることが考えられる⁶。ここで、具体的にどのような指標を用いるべきか、また、用いる指標に関し、例えばどの程度の地理的な細かさが要求されるかという点で判断が求められ、実務上負担となる可能性がある。
20. 前項について、第473回企業会計基準委員会（2022年2月8日開催）及び第175回金融商品専門委員会（2022年1月21日開催）でお示しした開示例ではASBJ事務局の気付

⁶ ディスカッション・ペーパー「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」（金融庁 令和元年（2018年）12月）では、外部環境の変化を示す指標には、相対的にミクロなもの（例：特定地域の賃貸不動産の空室率や賃料水準、船舶種別用船料、魚種別漁獲量等）とマクロなもの（GDP成長率、金利、為替、失業率、住宅価格指数等）が考えられるとされている。

き事項として、経済指標を開示している調査対象の欧州及び米国の銀行のほとんどはGDP及び失業率を用いていた旨を示した。また、欧州証券市場監督局（ESMA）が2021年12月に公表した報告書⁷でも同様に、サンプルとされた銀行のほとんどすべてが予想信用損失の見積りに関して用いたマクロ経済指標を開示しており、最も共通して用いられた変数は名目又は実質のGDP成長率及び失業率であることが示されている。

21. 我が国でも、日本銀行 金融システムレポート別冊シリーズ「地域金融機関による引当方法の見直しと審査・管理の工夫」（2021年12月21日）において、将来予測をモデル化する方法で現在及び将来の情報を引当に反映している金融機関ではGDPや失業率をはじめとするマクロ経済指標の利用割合が高いという調査結果が示されている。
22. しかし、考慮すべき情報は貸倒れを見積るポートフォリオによりGDPや失業率以外の情報を用いる方が適切である可能性がある。また、GDPや失業率であっても全国一律に勘案するか地域ごとのGDP⁸や失業率⁹を勘案すべきかなどを企業ごとに過大なコストや労力を掛けない範囲で独自に判断すべきであり、また、ポートフォリオに応じてどのような情報が適切であるかどうかは判断可能であると考えられる。さらに、基準や適用指針で特定の情報に言及することは、予想信用損失の測定のための他の適切な情報の利用を排除したり、特定の情報の利用を無条件で認めるものと解釈されたりすることで、企業の実情に応じた判断を阻害するおそれがあるとも考えられる。
23. 本資料第19項から第21項を考慮すると、現在将来予測情報を織り込んでいる金融機関の多くはGDPや失業率を考慮していると考えられることから、仮に、我が国の金融資産の減損に関する会計基準の開発にあたっては、基準又は適用指針において将来予測情報としてGDPや失業率などを考慮する旨を例示として記載することは財務諸表作成者にとって将来予測情報を考慮する定めを実務に適用する際の困難性を減少させることに役立つ可能性がある。
24. しかし、本資料第22項に記載したような懸念に鑑みると、将来予測情報としてどのような情報を用いるかについてはIFRS基準の定めをそのまま取り入れる、すなわち、IFRS第9号の原則となる考え方及び要求事項の趣旨は取り入れる¹⁰ものの、IFRS第9

⁷ On the application of the IFRS 7 and IFRS 9 requirements regarding bank's expected credit losses (ECL) (<https://www.esma.europa.eu/press-news/esma-news/esma-publishes-report-expected-credit-loss-disclosures-banks>) 参照。

⁸ 例えば、内閣府では県民経済計算を公表している。

⁹ 例えば、日本銀行は地域経済報告（さくらレポート）で地域別の失業率を公表している。

¹⁰ 第478回企業会計基準委員会審議事項(2)-2及び第179回金融商品専門委員会資料(2)

号と同様にどのような情報を用いるかに関しては詳細に定めないことが考えられるがどうか。

将来予測情報をどのように予想信用損失の見積りに反映させるか

25. 我が国の貸倒見積高の算定において、信用リスクの著しい増大の判定の実務は存在しないため、現状では本資料第12項のような局面は生じないと考えられる。また、ASBJ事務局は、本資料第16項のように我が国の貸倒見積高の算定において将来予測情報を考慮することはあるにしても必ずしも一般的に行われている実務ではないと理解している。これについては、本資料第21項で示した日本銀行が公表した金融システムレポート別冊でも、我が国でフォワードルッキング引当¹¹を導入している金融機関においても、対象が地域金融機関であるものの、複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重を行う手順の採用例は稀であるとされており、既にフォワードルッキング引当を導入している金融機関でも複数シナリオを考慮した結果の確率加重を行うアプローチを採用するケースは少ないことが示唆されている。
26. 前項を考慮すると、仮に我が国の金融資産の減損に関する会計基準の開発にあたり、信用リスクの著しい増大の判定及び複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重に関連して将来予測情報を考慮する定めを設けた場合には、当該定めを実務に適用するにあたり困難性が生じることが考えられる。
27. これについては、例えば過去の経験から経済指標の予測値と実績がどの程度乖離していたといったデータからメインシナリオ並びにアップサイド及びダウンサイドシナリオを推計する、先行きのシナリオと類似する過去のイベント発生時の状況を参照する、ストレステストのシナリオを利用するといったリスク管理は既に我が国の企業でも行われていると考えられ、これらのような管理上用いられているデータを用いて将来予測情報を予想信用損失の見積りに反映することが考えられる。
28. 我が国における金融資産の減損に関する会計基準の開発にあたっては、前項のような将来予測情報の反映に関して考えられる方法を会計基準等を含めて示すことも考えられるが、IFRS基準では将来予測情報の反映の方法について特定の方法を示さず、原則に基づいて企業が最も適切な技法を決定することを可能にしていることで、企業のリスク管理の実務に配慮していると考えられる。
29. 加えて、特定の方法に言及することは、予想信用損失の測定のための他の適切な方

「ステップ2以降の進め方」では、ステップ2ではIFRS第9号の定めと文言レベルで一致させることは必ずしも目指さないことが示されている。

¹¹ 当該資料では、フォワードルッキング引当を過去の実績のみに依拠するのではなく、現在及び将来の情報を引当に反映することを目的とした手法という意味で使用している。

法を排除したり、特定の方法を無条件で認めるものと解釈されたりすることで、企業の実情に応じた判断を阻害するおそれがあるとも考えられる。これらを勘案すると、予想信用損失の見積りへの将来予測情報の反映に関しても、本資料第24項の提案と同様にIFRS基準の定めをそのまま取り入れる、すなわち、IFRS第9号の原則となる考え方及び要求事項の趣旨は取り入れるものの、予想信用損失の測定に際してどのような方法で将来予測情報を織込むかに関する詳細な定めは設けないことが考えられるかどうか。

信用リスクを見積る期間

IFRS第9号の定めの確認

30. 信用リスクを見積る期間に関するIFRS第9号の定めの詳細は、第481回企業会計基準委員会（2022年6月15日開催。以下「前回企業会計基準委員会」という。）審議事項(2)-2及び第182回金融商品専門委員会（2022年6月13日開催）資料(2)第3項に記載しているが、次の定めが原則となる。

- 金融商品のすべての契約条件（例えば、期限前償還、期限延長、コール及び類似のオプション）を考慮し、当該金融商品の予想存続期間を見積もる。なお、金融商品の予想存続期間は信頼性をもって見積ることができるという推定があるが、金融商品の予想存続期間を信頼性をもって見積ることが可能でない稀な場合においては、企業は当該金融商品の残存契約期間を用いなければならない（IFRS第9号付録Aの信用損失の定義）。

31. 金融商品の予想存続期間を見積るにあたっては、前項のオプションなどの契約条件の行使に影響する将来の経済状況を予測する必要があるため、将来予測情報を考慮することが必要であると考えられる。これについて、IFRS第9号は予想存続期間の見積りと将来予測情報の考慮と結びつけた適用ガイダンスを次のとおり示している。

- 企業は、金融商品の予想存続期間の全体にわたる将来の状況の予測を織り込むことは要求されない。予想信用損失を見積るために必要となる判断の程度は、詳細情報の利用可能性に左右される。予測の対象期間が増大するに従い、詳細情報の利用可能性は減少し、予想信用損失を見積るために必要となる判断の程度は増大する。予想信用損失の見積りは、遠い将来の期間についての詳細な見積りは必要としない。そうした期間については、企業は利用可能な詳細情報からの予測を延長することができる（IFRS第9号B5.5.50項）。

32. また、前項に関して、本資料第15項(1)で示したように、結論の根拠で次の説明を行っている。

- IASBは、企業は金融商品の残存期間全体にわたる将来の状況の予測を織り込むことは要求されないことに留意した。むしろ、IFRS第9号のB5. 5. 50項では、予測期間が増大するにつれて予想信用損失の見積りから生じる困難を認識している。場合によっては、最善の合理的で裏付け可能な情報が、調整前の過去の測定値である可能性がある（IFRS第9号BC5. 281項）。

(将来予測情報の考慮が求められる局面及び実務上の困難さの観点からの検討)

33. ASBJ事務局は、前回企業会計基準委員会において予想信用損失を見積る期間について、原則として予想存続期間を見積期間とするIFRS第9号の定めをそのまま取り入れることを提案し、これについて予想存続期間が1年未満の金融資産に関する取扱いを除いて概ね異論は示されなかったと理解している。
34. 前項についてASBJ事務局は、本資料第9項に記載したとおり、契約期間が長期に渡る貸付金などに対して期限前償還率その他の予想存続期間に影響を与える外部経済環境の評価を行う局面において、外部経済環境に関する将来予測情報の入手可能な期間が貸付金の予想存続期間より短い場合があると考えている。このときには、契約期間全体に渡る将来予測情報の入手が困難となる可能性がある。
35. しかし、IFRS第9号は、予想存続期間全体にわたる将来予想損失の見積りを要求したうえで、本資料第31項で示したように、適用指針において詳細情報の利用可能性に応じて金融商品の予想存続期間の全体にわたる将来の状況の予測を織り込むことは要求されないという適用上の便法が示されている。また、詳細な見積りを必要としない遠い将来の期間について、利用可能な詳細情報からの予測を延長することができることも示されている。
36. 前項を考慮すると、我が国の金融資産の減損に関する会計基準の開発にあたりIFRS第9号の定めをそのまま取り入れ、金融資産の予想存続期間全体に将来予測情報を考慮することを定めたとしても実務上の困難性が生じる可能性は低いものと考えられる。そのため、前回企業会計基準委員会での予想信用損失の見積る期間に関する事務局提案と同様に、IFRS第9号の定めをそのまま取り入れることが考えられるがどうか。この結果、将来予測情報を考慮する期間は予想信用損失を見積る金融資産（又はそのポートフォリオ）の予想存続期間となるものの、合理的で裏付け可能な将来予測的な情報の入手が可能な期間を超えた期間に対する取扱いとして、第31項に記載したIFRS第9号の適用指針と同内容を取り込むことが考えられる。
37. 前項に加え、合理的で裏付け可能な将来予測的な情報の入手が可能な期間を超えた期間に対する取扱いについては、本資料第32項で示したIFRS第9号の結論の根拠の内容を、我が国の金融資産の減損に関する会計基準でも結論の背景に取り入れるこ

とも考えられるかどうか¹²。

国際的な比較可能性の観点からの検討

38. 第478回企業会計基準委員会（2022年4月26日開催）及び第179回金融商品専門委員会（2022年4月19日開催）では、金融資産の減損に関する会計基準（ステップ2）の開発の目的について次の点を示した。
- 国際的な比較可能性を確保することを重視する。
 - 国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準を目指す。
39. IASBがIFRS第9号を開発した大きな理由の一つが、金融危機を契機にIASBに寄せられたIAS第39号「金融商品：認識及び測定」で採用されていた発生損失モデルへの貸倒損失の認識が「少なすぎ、遅すぎる。(too little too late)」との批判に対応することであり、その結果、IFRS第9号で将来予測情報の考慮が求められる予想信用損失モデルが採用された経緯がある。すなわち、将来予測情報の考慮はIFRS第9号のECLモデルの根幹をなすものであると考えられる。
40. 前項を考慮すると、我が国の金融資産の減損に関する会計基準を開発するにあたり、IFRS第9号の将来予測情報の考慮に関する要求事項を取り入れないとすると、ステップ2で開発する会計基準は、IFRS基準を適用した場合と同じ実務及び結果をもたらすと認められず、国際的に遜色がないと捉えられない可能性があるのではないかと考えられる。そのため、我が国の金融資産の減損に関する会計基準の開発（ステップ2）にあたり、IFRS第9号の将来予測情報の考慮を求める要求事項を取り入れることが考えられる。

ASBJ 事務局の提案

41. 本資料第10項から第40項を考慮すると、将来予測情報の考慮に関しては、予想信用損失の見積りへの将来予測情報の反映、すなわち信用リスクの著しい増大の判定及

¹² 米国会計基準では Topic 326-20-30-9 において、合理的で裏付け可能な将来予測的な情報を入手可能な期間を超えた期間については過去の損失情報（historical loss information）に立ち戻ることが要求されている。

び複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重並びに信用リスクを見積る期間のいずれにおいてもIFRS第9号の原則となる考え方及び要求事項の趣旨はそのまま取り入れるものの、具体的な手法を詳細に会計基準等では示さないことが考えられるかどうか。

ディスカッション・ポイント

将来予測情報の考慮に関する ASBJ 事務局の分析及び提案について、ご質問又はご意見があれば頂きたい。

以 上